

2023年5月11日

各 位

会社名 富士通株式会社
代表者名 代表取締役社長 時田 隆仁
(コード番号 6702 東証プライム市場)
問合せ先 広報 I R 室長 野本 邦彦
電話番号 03-6252-2175

社外取締役に対する事後交付型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、社外取締役に対する事後交付型株式報酬制度として、譲渡制限付株式ユニット(リストラクテッド・ストック・ユニット)(以下、本制度)の導入を決議し、本制度に関する議案を2023年6月26日開催予定の当社第123回定時株主総会(以下、本株主総会)に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の社外取締役が株主のみなさまの視点で価値を共有し、企業価値の持続的な向上に対するインセンティブとすることを目的として、当社の社外取締役に対し、一定の期間後に当社普通株式(以下、当社株式)を割当て、金銭を支給する報酬制度として新たに導入するものです。

(2) 本制度の導入条件

本制度においては、当社の社外取締役に対して報酬として当社株式の割当てのための金銭報酬債権および金銭を支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、かかる報酬を支給することにつき承認を得られることを条件といたします。なお、2021年6月28日開催の当社第121回定時株主総会において、当社の社外取締役の報酬等の額は年額1.5億円以内として、承認をいただいておりますが、本株主総会では、当社における社外取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の社外取締役の報酬等の額とは別に、本制度にかかる報酬額を、年額1億円以内(割当てる当社株式の総数は年6千株以内)として設定することにつき、承認をお願いする予定です。

2. 本制度に係る報酬の額および具体的な内容

(1) 制度の概要

当社は、社外取締役(以下、対象者)に対して各事業年度に付与する株式ユニット数および継続勤務期間(3年間)を定めます。そして、継続勤務期間の終了をもって、継続勤務期間中に継続して社外取締役の地位にあったことその他取締役会で事前に定めた一定の要件を充足することを条件として、対象者に、上記株式ユニット数に応じて、本制度に係る報酬の支給に伴い対象者に生じる納税資金負担相当の金銭の支給および当社株式の割当てを行うものとします。このとき、対象者には、上記株式ユニット数と同数の当社株式数の時価相当額を、金銭報酬債権および金銭で支給し、各対象者は、前者の金銭報酬債権の全部を当社に対して現物出資して、当社株式の割当てを受けます。なお、上記株式ユニット数に占める金銭で支給する部分の割合は、対象者の納税資金負担を考慮して、取締役会で定めるものと

します。

取得した当社株式は、インサイダー取引規制に係らない限り、任意に譲渡することが可能となります。

(2) 本制度に係る金銭報酬債権および金銭の合計額ならびに割当株式数の上限

対象者に支給する本制度に係る金銭報酬債権および金銭の合計額の上限は、1. に記載のとおり、年額1億円以内とし、割当てる当社株式の総数は年6千株以内とします。

(3) 本制度に基づき割当てる当社株式の数および支給する金銭の額の算定方法

当社は、対象者の職責等に鑑みて、対象者に付与する株式ユニット数を取締役会にて決定します。継続勤務期間の終了後、各対象者に付与した株式ユニット数を、1単位につき1株に相当するものとし、本制度に係る報酬の支給に伴い対象者に生じる納税資金負担を考慮して取締役会で定める割合に基づき、各対象者に支給する金銭の額および交付する当社株式の数を決定します。

(4) 1株当たりの払込金額

本制度における対象者に割当てられた当社株式1株当たりの払込金額は、割当てを決定した取締役会開催日の前営業日の東京証券取引所における当社株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近営業日の終値）等、払込期日における当社株式の公正な価格とします。

(5) 金銭報酬債権および金銭の支給ならびに当社株式の割当てに関する条件

継続勤務期間が終了し、継続勤務期間中に対象者が継続して社外取締役の地位にあったこと、その他取締役会で事前に定めた一定の要件を充足することを条件として、各対象者に対して金銭報酬債権および金銭を支給し、そのうち金銭報酬債権の全部を現物出資させることで、各対象者に当社株式を割当てます。

ただし、対象者が、取締役会が正当と認める理由により、継続勤務期間が満了する前に当社の社外取締役を退任した場合は、当社取締役会は、支給される金銭報酬債権、金銭の額、および割当株式の数ならびにこれらの支給および割当ての時期を、必要に応じて合理的に調整します。

(6) その他

組織再編時等における本制度の取扱い、割当株式数に関する株式分割もしくは株式併合時の取扱い、その他本制度の詳細は、取締役会の決議をもって定めます。

以上